

## 返金規定

・採用決定者が人材紹介先企業に入社後、本人の責による解雇又は自己都合により退職した場合は、フォワードソフト株式会社は人材紹介先企業に対し、入社日からの期間に応じて下記内容にある返金規定内の料率を乗じた額を返還する。

- ・入社後 1 ヶ月未満の場合 . . . . . 80%相当額
- ・入社後 3 ヶ月未満の場合 . . . . . 50%相当額
- ・入社後 6 ヶ月以上の場合 . . . . . 返金なし

前項の返金は、採用決定者の退職後に人材紹介先企業からフォワードソフト株式会社へ請求書を発行し、請求書郵送の消印日の属する月の翌月末日までに人材紹介先企業の指定金融機関口座に対して振込み送金の方法により支払うものとする。なお振込手数料は乙の負担とする。

・採用決定者の退職理由が、人材紹介先企業の採用決定者に対する労働条件が採用決定時の労働契約の内容と異なることに起因する場合、または人材紹介先企業の採用決定者に対する法令違反行為、その他人材紹介先企業の責めに帰すべき事由に起因する場合は、本条の定めは適用されないものとする。